○恵那市景観条例施行規則

平成24年４月１日規則第15号

改正

平成24年７月１日規則第21号

平成28年４月１日規則第61号の２

令和３年９月30日規則第51号

恵那市景観条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、恵那市景観条例（平成24年恵那市条例第４号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（工作物）

第２条　条例第２条第２項第４号に規定する規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

(１)　垣（生け垣を除く。）、柵、塀、フェンスその他これらに類するもの

(２)　彫像、記念碑その他これらに類するもの

(３)　その他市長が指定するもの

（景観形成重点地区の指定案の告示）

第３条　条例第９条第４項の規定による告示は、指定の案を告示の日の翌日から起算して15日間縦覧に供するものとする。

２　前項の告示があったときは、当該地区の住民及び利害関係者は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。

３　前２項の規定は、景観形成重点地区の変更及び解除について準用する。

（行為の届出）

第４条　条例第12条第１項の届出は、景観計画区域内行為（変更）届出書（様式第１号）により行うものとする。届け出た内容を変更しようとするときも、同様とする。

２　前項の届出書には、別表の左欄に掲げる行為の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる図書を添付するものとする。ただし、市長が特に添付を必要としないと認めるものについては、この限りでない。

３　市長は、前項の図書のほか、必要と認める図書の添付を求めることができる。

（行為の通知）

第５条　条例第13条の通知は、景観計画区域内行為（変更）通知書（様式第２号）により行うものとする。通知した内容を変更しようとするときも、同様とする。

２　前条第２項及び第３項の規定は、前項の通知書を提出する場合に準用する。この場合において、同条２項中「届出書」とあるのは、「通知書」と読み替えるものとする。

（届出をした者に対する通知）

第６条　条例第15条第１項の規定による通知は、景観計画区域内行為審査結果通知書（様式第３号）により行うものとする。

２　条例第15条第２項の規定による助言又は指導は、景観計画区域内行為助言・指導書（様式第４号）により行うものとする。

（勧告の手続）

第７条　法第16条第３項の規定による勧告は、景観計画区域内行為勧告書（様式第５号）により行うものとする。

（勧告に従わなかった旨の公表）

第８条　条例第17条第１項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

(１)　氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(２)　勧告の対象となった行為及び位置

(３)　勧告に従わなかった事実

２　前項の規定による公表は、告示、市の広報誌への掲載その他の方法により行うものとする。

（行為の完了の届出）

第９条　条例第18条の規定による届出は、完了したときは景観計画区域内行為完了届出書（様式第６号）により行い、中止したときは景観計画区域内行為中止届出書（様式第７号）により行うものとする。

（景観重要建造物の指定の同意）

第10条　条例第19条第１項の規定による同意は、景観重要建造物指定同意書（様式第８号）により行うものとする。

（景観重要建造物の指定の通知）

第11条　法第21条第１項の規定による通知は、景観重要建造物指定通知書（様式第９号）により行うものとする。

（景観重要建造物の現状変更の許可の申請）

第12条　法第22条第１項の規定による許可の申請は、景観重要建造物現状変更許可申請書（様式第10号）により行うものとする。申請した内容を変更しようとするときも、同様とする。

２　市長は、前項の申請があった場合は、法第22条の規定に基づき許可又は不許可を決定し、許可したときは景観重要建造物現状変更許可通知書（様式第11号）を、不許可としたときは景観重要建造物現状変更不許可通知書（様式第12号）を申請者に交付するものとする。

（景観重要建造物の管理の基準）

第13条　条例第21条第４号の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

(１)　景観重要建造物が滅失又は毀損するおそれがあると認めるときは、直ちに、市長と協議して、当該景観重要建造物の滅失又は毀損を防ぐ措置を講ずること。

(２)　景観重要建造物を損傷するおそれのある樹木は、市長と協議して伐採等を行うこと。

（景観重要建造物の指定の解除の通知）

第14条　法第27条第３項の規定により準用する同法第21条第１項の規定による通知は、景観重要建造物指定解除通知書（様式第13号）により行うものとする。

（景観重要樹木の指定の同意）

第15条　条例第22条第１項の規定による同意は、景観重要樹木指定同意書（様式第14号）により行うものとする。

（景観重要樹木の指定の通知）

第16条　法第30条第１項の規定による通知は、景観重要樹木指定通知書（様式第15号）により行うものとする。

（景観重要樹木の現状変更の許可の申請）

第17条　法第31条第１項の規定による許可の申請は、景観重要樹木現状変更許可申請書（様式第16号）により行うものとする。申請した内容を変更しようとするときも、同様とする。

２　市長は、前項の申請があった場合は、法第31条の規定に基づき許可又は不許可を決定し、許可したときは景観重要樹木現状変更許可通知書（様式第17号）を、不許可としたときは景観重要樹木現状変更不許可通知書（様式第18号）を申請者に交付するものとする。

（景観重要樹木の管理の基準）

第18条　条例第24条第３号の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

(１)　景観重要樹木の滅失又は枯死を防ぐため、その保護育成の状況を掌握し適正な管理を行うこと。

(２)　景観重要樹木が滅失又は枯死するおそれがあると認めるときは、直ちに、市長と協議して、当該景観重要樹木の滅失又は枯死を防ぐための措置を講ずること。

（景観重要樹木の指定の解除の通知）

第19条　法第35条第３項の規定により準用する同法第30条第１項の規定による通知は、景観重要樹木指定解除通知書（様式第19号）により行うものとする。

（景観重要建造物及び景観重要樹木の所有者の変更の届出）

第20条　法第43条の規定による届出は、景観重要建造物・景観重要樹木所有者変更届出書（様式第20号）により行うものとする。

（景観形成住民協定の認定申請）

第21条　条例第25条第３項の規定による申請は、景観形成住民協定認定申請書（様式第21号）により行うものとする。

２　前項の申請書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

(１)　景観形成住民協定書

(２)　協定区域を示す図面

(３)　協定が当該協定の区域内の土地又は建物の所有者及び借地権を有する者（以下「土地所有者等」という。）の３分の２以上の合意を得ていることを証する書類

(４)　その他市長が必要と認めるもの

（景観形成住民協定の認定要件）

第22条　条例第25条第４項の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

(１)　条例第１条の目的に合致するものであること。

(２)　当該協定の区域内の土地、建築物、工作物又は屋外広告物の利用を不当に制限するものでないこと。

(３)　当該協定の区域内の土地所有者等の３分の２以上の合意を得ていること。

（景観形成住民協定の認定の決定）

第23条　市長は、条例第25条第４項の規定により景観形成住民協定の認定をしたときは、景観形成住民協定認定通知書（様式第22号）により、景観形成住民協定を認定しないときは、景観形成住民協定認定申請却下通知書（様式第23号）により申請者に通知するものとする。

（景観形成住民協定の変更又は廃止の届出）

第24条　条例第26条の規定による景観形成住民協定の変更又は廃止の届出は、景観形成住民協定変更・廃止届出書（様式第24号）により行うものとする。

２　前項の届出書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

(１)　変更後の景観形成住民協定書（変更の届出の場合に限る。）

(２)　協定区域を示す図面（景観形成住民協定区域を変更した場合に限る。）

(３)　協定の変更又は廃止が協定を締結した土地所有者等の３分の２以上の合意を得ていることを証する書類

(４)　その他市長が必要と認めるもの

（景観形成住民協定の認定の取消し）

第25条　市長は、条例第27条第１項又は第２項の規定により、景観形成住民協定の認定を取り消したときは、景観形成住民協定認定取消通知書（様式第25号）により当該協定を締結した土地所有者等の代表者に通知するものとする。

（景観形成住民団体の認定要件）

第26条　条例第29条第１項の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

(１)　団体の活動が当該地域における景観の形成に寄与すると認められるものであること。

(２)　団体の活動が当該区域の多数の住民に支持されていると認められるものであること。

(３)　団体の活動が当該区域の住民の財産権その他の権利を不当に制限するものでないこと。

(４)　次に掲げる事項を記載した団体規約が定められていること。

ア　団体の名称

イ　活動の目的及び内容

ウ　主たる事務所の所在地

エ　構成員に関する事項

オ　会議に関する事項

カ　会計に関する事項

（景観形成住民団体の認定申請）

第27条　条例第29条第２項に規定する申請は、景観形成住民団体認定申請書（様式第26号）により行うものとする。

２　前項の申請書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

(１)　団体の団体規約

(２)　団体の活動区域を示す図面

(３)　団体の構成員及び役員の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）を記した書類

(４)　その他市長が必要と認めるもの

（景観形成住民団体の認定の決定）

第28条　市長は、条例第29条第３項の規定により景観形成住民団体の認定をしたときは、景観形成住民団体認定通知書（様式第27号）により、景観形成住民団体の認定をしないときは、景観形成住民団体認定申請却下通知書（様式第28号）により申請者に通知するものとする。

（景観形成住民団体の認定の取消し）

第29条　市長は、条例第29条第５項の規定により景観形成住民団体の認定を取り消したときは、景観形成住民団体認定取消通知書（様式第29号）により当該団体の代表者に通知するものとする。

（景観審議会の会長及び副会長の職務）

第30条　条例第34条第１項に規定する恵那市景観審議会（以下「審議会」という。）の会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

２　審議会の副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（景観審議会の会議）

第31条　会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

２　会長は、会議を招集しようとするときは、招集期日の３日前までに、日時及び場所を委員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

３　審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

４　審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、部会を置くことができる。

６　会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

一部改正〔平成24年規則21号〕

（景観審議会の会議の公開）

第32条　会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、会議を公開しないことを出席した委員の過半数をもって決したときは、この限りでない。

(１)　恵那市情報公開条例（平成16年恵那市条例第14号）第７条第１項各号に該当すると認められる情報を含む案件を審議する場合

(２)　会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる案件を審議する場合

（景観審議会の秩序維持）

第33条　会長は、会場の広さその他合理的な理由があるときは、傍聴人の数を制限する事ができる。

２　会長は、傍聴人が物議の進行を妨げる等の行為をしたときは、その者に退去を命ずることができる。

（景観審議会の運営事項）

第34条　第30条から前条までに規定するもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

（景観アドバイザーの職務）

第35条　条例第36条に規定する景観アドバイザーは、次に掲げる事項に関し良好な景観形成の見地から情報の提供及び専門的助言を行うものとする。

(１)　公共施設及び民間施設の整備、改善等に関する事項

(２)　行為の届出に関する事項

(３)　景観形成重点地区に関する事項

(４)　景観重要建造物及び景観重要樹木に関する事項

(５)　住民主体の景観まちづくりに関する事項

(６)　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める事項

（その他）

第36条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第４条から第９条までの規定は、平成24年10月１日から施行する。

附　則（平成24年７月１日規則第21号）

この規則は、平成24年７月１日から施行する。

附　則（平成28年４月１日規則第61号の２）

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（令和３年９月30日規則第51号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、字句を補正のうえ、これを使用することができる。

別表（第４条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 行為の種類 | 添付図書 | | |
| 種類 | 縮尺 | 内容 |
| 建築物の建築等、工作物の建設等 | 位置図 | １／5,000以上 | 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面 |
| 現況写真 | ／ | 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真 |
| 配置図 | １／100程度 | 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面 |
| 立面図 | １／100程度 | 彩色が施された各面の立面図 |
| 開発行為 | 位置図 | １／5,000以上 | 当該区域及び当該区域の周辺の状況を表示する図面 |
| 現況写真 | ／ | 当該区域及び当該区域の周辺の状況を表示する写真 |
| 現況図 | １／2,500以上 | 当該区域及び当該区域の周辺の土地利用状況、隣接する道路の位置及び幅員等を表示する図面 |
| 土地利用計画平面図 | １／1,000以上 | 当該区域の土地利用計画を明らかにする図面 |
| 造成計画平面図 | １／1,000以上 | 当該区域の造成計画を明らかにする図面 |
| 造成計画断面図 | １／1,000以上 | 当該区域の行為前後の土地の状況を対比できる縦断面及び横断面 |
| 土石の採取等における土地の形質の変更 | 位置図 | １／5,000以上 | 当該区域及び当該区域の周辺の状況を表示する図面 |
| 現況写真 | ／ | 当該区域及び当該区域の周辺の状況を表示する写真 |
| 配置図 | １／2,500以上 | 当該区域内における採取場、廃土堆積の位置及び遮へい物の位置、種類、構造、規模、高低差等を表示する図面 |
| 屋外における土砂、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 | 位置図 | １／5,000以上 | 当該区域及び当該区域の周辺の状況を表示する図面 |
| 現況写真 | ／ | 当該区域及び当該区域の周辺の状況を表示する写真 |
| 配置図 | １／1,000以上 | 当該区域内における堆積の位置及び遮へい物の位置、種類、構造、規模、高低差等を表示する図面 |